

令和5年度 学校経営方針

京都市立上賀茂小学校

京都市の目指す子ども像

伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を創造する子ども

重視する視点

子ども「主体性」と「社会性」の育成を目指し、「自ら学ぶ力」と「自ら律する力」を
学校・幼稚園全体の教育活動の中で高める

1. 学校教育目標

人とつながり、自らの未来を創造する子どもの育成

～ 自ら、考え、判断し、実行する ～

めざす子ども像

- ・考える子 [しっかり見聞きし、自分事として考えることができる。]
- ・判断できる子 [知識や経験を活用し、違う考え方を認め合い、正しく判断できる。]
- ・実行できる子 [自分で決めたことに自信と責任をもち、実行できる。]

めざす学校像

- ・子どもが「行きたい」と思う学校
- ・保護者が「通わせたい」と思う学校
- ・教職員が「働きたい」と思う学校
- ・地域が「応援したい」と思う学校

めざす教職員像

- ・一人一人の子どもを徹底的に大切にする教職員
- ・「チーム上賀茂」として支え合い補い合う教職員
- ・自らを高めようとする教職員

令和5年度 研究指定

- ・「生徒指導の充実に向けた実践研究」推進事業（2年次）
- ・「ジャンプアップ研究」推進事業（2年次）
- ・「学校運営協議会」推進事業（1年次）
- ・ユネスコスクール（2010年加盟） ユネスコスクールSDGsアシストプロジェクト

2. 全教職員で進める学校運営の5つの柱

令和5年度 学校教育の重点 より

『いのち』～子どもの命を守りきる～

- 命・心・体を大切にする子どもの育成
- 子どもも教職員も安心して生き生きと活動できる環境の確保
- 学校事故の防止と適切な救護措置
- いじめ・暴力・薬物乱用・虐待・情報等から子どもを守る取組
- 感染防止対策の徹底、リスクに対する判断力と適切な行動力の育成
- 自然災害に関する知識を身に付け、自分の命を守るために主体的に行動する態度の育成

『よりそい』～多様な子どもを誰一人取り残さない教育を進める～

- 個に応じた適切な配慮や支援の充実
- 人権教育4つの視点をふまえた子ども一人一人の人権を保障する取組
 - ①人権としての教育 ②人権を通しての教育 ③人権についての教育 ④人権のための教育
- 福祉的な観点の支援が必要な子どもへの対応
- 不登校対策の取組
- 医療ケアを必要とする子ども、日本語指導が必要な子どもへの支援

『つとめ』～教職員の職責を自覚し、研鑽することで、教育の質を高める～

- 社会的責任と教育公務員としての責務を常に意識した言動
- 教職員自身が人間性、創造性、専門性を高める
- 教職員同士が学び合い、相談し、支え合える、風通しの良い職場づくり
- 職場以外での日常生活の充実、教職員自身の健康の保持・増進、自らの働き方への意識改革
- 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の実践
- デジタル技術の利用を通じた社会に積極的に参画する姿勢や態度の育成
- 教職員の資質・指導力向上

『ひろがり』～カリキュラム・マネジメントの視点をもって社会に開かれた教育課程を実現する～

- 地域の教育力等を生かした学習の展開
- PTA・学校運営協議会、その他関係機関との連携・協働の推進
- 自分らしい生き方を探求していくことにつながる取組の系統的な実践
- 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けたPDCAサイクルの展開
- 家庭教育講座等を通しての保護者への支援
- 子どもに必要な居場所や取組の提供

『つながり』～校種間連携・接続により子どもを支える～

- 保・幼・小・中・高総合支援学校との連携・接続の推進
- 保幼小交流による幼児期の学びと育ちの共通理解、スタートカリキュラムの充実
- 「加茂川中学校ブロック」で9年間を見通した教育目標の設定や教育課程の編成
- 「生き方探究（キャリア）教育」の充実
- 個に応じた切れ目のない指導・支援
- 子どもや保護者の願いと個々の教育的ニーズに応じた就学支援・教育支援の組織的な展開

3. 「生きる力」を育む15の取組

～知（確かな学力）・徳（豊かな心）・体（健やかな体）を一体的に育むための取組～

①社会とのつながり・接続を実感できる授業への改善

- ・学習活動の基本となる学びの約束やルールの徹底、意欲的に学ぶ集団づくり
- ・学校での学びと社会とのつながりや、わかる喜びと学び合う楽しさを実感できる授業の創
- ・観点別学習状況評価に基づく「指導と評価の一体化」の充実
- ・京都市スタンダード（教育課程指導計画）に基づく指導
- ・全国学力・学習状況調査、ジョイントプログラムの分析を踏まえた授業改善
- ・小中9年間の学びを見通した指導の充実

*校内研究・学力向上の充実

*加茂川中学校ブロックの取組の推進

②基礎的・基本的な知識・技能の習得と言語活動の充実

- ・基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得
- ・既習の学習内容との関連付けを重視した知識・技能の習得
- ・知的好奇心に支えられ実感を伴った理解となる活動（調べ学習、観察・実験、レポートの作成等）
- ・プログラミング教育をはじめ様々な場面でのICT機器等の日常的・積極的・効果的な活用
- ・国語科における言語能力の育成
- ・発達段階に応じた「言語活動」の設定との設定と内容の充実、学習課題に応じた「まとめ」と「振り返り」の徹底等を通した思考力・判断力・表現力等の育成
- ・各教科等相互の関連や学年の系統性を重視した教育課程や指導計画の改善
- ・読書ノートを活用した「めざせ100冊！読書マラソン」運動等による読書活動の促進
- ・「学習・情報センター」「読書センター」としての学校図書館の活用

*校内研究・学力向上の充実

*GIGAスクール構想の推進

*図書館教育の充実

*カリキュラムマネジメント

③探究活動を通して、主体的・対話的で深い学びの実現

- ・自ら課題や疑問点を設定し、解決までの過程を大切にした探究活動の推進
- ・多様な学習形態を取り入れた、主体的・対話的に問題解決を図る学習の推進

*生活科・総合的な学習の時間の充実

*学習発表会

④グローバル化時代に対応する実践的英語力の育成

- ・日常的に英語に触れる機会や、英語によるコミュニケーションが求められる環境の設定
- ・京都市の小学校英語活動の取組の推進
 - （低）外国語学習への動機づけ（話す・聞くことへの親しみ）
 - （中）聞く・話すことの英語活動の充実
 - （高）聞く・話すことに、読むこと・書くことを加えた言語活動の充実

*系統だった外国語活動の推進

*ALTや英語専科の活用

*英語の歌の放送や掲示

⑤LD等支援の必要な子どもの学力向上

- ・個別の指導計画を活用したきめ細かな支援に基づく学力向上に向けた取組の推進
- ・「ひらがな聞き取りテスト」等の実施

*総合育成支援教育の充実

*通級教室と学級でのまなびの連携・支援体制の早期での確立

⑥道徳教育の充実

- ・違いを認め合い、よさを伸ばし、共通して守るべきものはしっかりと身に付ける「しなやかな道徳教育」
- ・自己の生き方についての考え方を確立する活動の意図的・計画的な実施
- ・道徳教育推進月間（6月・10月）を位置づけ、全教職員で教育活動全体を通じて道徳教育を推進
- ・道徳的価値を深めるための体験的な学習等の多様な実践活動の充実

*既存の道徳教材の活用とさらなる充実

*とっておき道徳による交換授業

*花背山の家（5年）や修学旅行（6年）

*発達段階に応じた情報モラル教育の推進

⑦伝統文化・芸術や自然体験等を通じ、豊かな感性・情操を育む教育の充実

- ・茶道等の伝統文化体験や食文化に触れる機会の充実
- ・芸術の楽しさや美しさ、よさを味わう活動の充実
- ・命の温もりや尊さ、自然の偉大さを感じたり考えたりする取り組みの充実
- ・生命や自然を尊重する心や他を思いやる優しさ、環境の保全に寄与する態度の育成。

*茶道体験（6年）や狂言体験（6年）

*やすらい祭（4年）

*フタバアオイと葵祭（6年）

*だしの授業（5年）

*花背山の家（5年）や修学旅行（6年）

*環境学習（4年）

*環境委員会の委員会活動

*上賀茂幼稚園の小動物とのふれあい

⑧規範意識の育成

- ・あいさつの励行、学習規律の徹底、基本的生活習慣の確立、児童会活動、集団宿泊活動における指導等を通して、望ましい人間関係の構築、協力する態度の育成
- ・問題行動への毅然とした指導の徹底と、子ども同士が正義感をもって指摘し合える風土の醸成
- ・情報社会における様々な問題について、子どもが主体的に解決方法を考え行動できるような指導の推進

*生徒指導の充実

*非行防止教室（5年）等での警察との連携

*発達段階に応じた情報モラル教育の推進

*児童朝会

⑨多様性を理解する姿勢の涵養

- ・障害についての正しい理解と認識
- ・「交流及び共同学習」の計画的、組織的推進
- ・手話や点字、ユニバーサルデザイン等に関する学習の推進
- ・民族や国籍の違いを超えた、文化・伝統の多様性と相互の主体性の尊重
- ・LGBTQの悩みや困りを抱える子どもへのきめ細かな対応

*人権教育（総合育成支援・外国人・男女平等・国際理解）の推進

*育成学級1組との交流

*支部育成行事の取組

*福祉に関する学習（5年）

*保護者との連携（啓発・懇談会の工夫）

*人権朝会や人権児童朝会

人権授業参観

⑩支え合い、高め合う集団づくりの推進と絆づくり

- ・発達支持的生徒指導の推進による自己指導能力の獲得

【「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安心・安全な風土の醸成】

- ・児童会活動等の子どもの主体的・自発的な活動の充実
- ・宿泊自然体験活動を通して、より良い人間関係の形成と他者と協働する力の育成
- ・すべての子どもが生き生きと学び、友人関係を育むことができる魅力ある学校・学級づくりや心の居場所づくり
- ・いじめが絶対に許されない行為であることの理解とともに、人権意識を高める取組等の充実

- ・クラスマネジメントシート等を活用して子どもも状況や学級実態を的確に把握

- ・SC、SSW 等の専門職との連携

*生徒指導の充実

*児童会活動・たてわり活動

*保幼小連携（1・2・5年）

*花背山の家（5年）や修学旅行（6年）

*学校いじめの防止等基本方針

⑪運動やスポーツの実践と体力の向上

- ・生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践できるよう、体育学習・運動部活動のより一層の充実
- ・ガイドライン等に基づいた部活動の推進
- ・自ら進んで運動やスポーツに親しむ資質や能力を身に付けられるような、発達段階を意識した指導
- ・家庭や地域と連携を図りながら、体力及び運動能力の維持向上に向けた取組の推進
- ・子どもが楽しみながら運動に触れる機会の設定や工夫
- ・心と体を一体として捉えた指導による、明るく豊かな生活を営む態度の育成

*「ジャンプアップ研究」推進事業

*運動委員会の委員会活動

*水泳記録会・陸上記録会に向けての取組（6年）

*スポーツフェスティバル

⑫保健教育の充実

- ・生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質・能力の育成
- ・「早寝・早起き・朝ごはん」等の望ましい生活習慣を自ら実践する力の育成
- ・新たな感染症・病気やけがに対する正しい理解力と、自身の健康を保持・増進しようとする意識と実践的态度の育成
- ・発達段階を踏まえた性に関する指導の推進

→保護者の理解を得ながら、発達段階、指導の目的・内容、取り扱いの方法を十分に検討して行う

*保健学習（3～6年）

*歯みがき指導（2年）

*養護教諭による保健指導

*校医による定期健診

*保健委員会の委員会活動

学校保健委員会の開催

⑬飲酒・喫煙・薬物に関する指導

- ・飲酒・喫煙・薬物の有害性・危険性や医薬品についての正しい知識と、生涯にわたって行動に結びつく指導の徹底
- ・違法薬物が子どもの身边に迫っているという強い危機意識の教職員・地域・保護者との共有

*保健学習（6年）

*薬物乱用防止教室（6年）等での警察との連携

*家庭教育講座等での保護者啓発

⑭安全教育の充実

- ・「生活安全」「交通安全」「災害安全」の計画的な指導
- ・日常生活の様々な危険から自分を守るためにの知識と判断力の育成
- ・交通ルールを遵守した安全な自転車の乗り方に関する指導の徹底
- ・いついかなる時の災害発生に対しても適切に対応できるような備え
- ・危機管理マニュアルに基づく研修や訓練の実施および関係機関との連携
- ・「安心で安全なまちづくり」の担い手としての自覚

*避難訓練の実施

*「安全ノート」の活用

*交通安全教室（1年）

*自転車安全教室（4年）

*北警察署・交通安全協会等地域各種団体との連携

*学区民自主防災訓練の参加

*スクールガード隊の登下校見守り活動

⑯食に関する指導の推進

- ・和やかな雰囲気の中で、進んで食べようとする気持ちを育てる
- ・栄養教諭と連携した食に関する指導の充実
- ・和食文化等の継承や、食品ロス等の環境問題といった SDGs を意識した取組の推進
- ・食物アレルギーのある子どもへの組織的な対応と連携

*新しい生活様式を踏まえた給食指導

*なごみ献立

*行事献立

*食に関する指導

*給食委員会の委員会活動

*実地訓練（食物アレルギー対応）